十　養育医療券の交付を受けている者及びその監護する未熟児の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

十一　養育医療券の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

十二　養育医療券の返還の受理又はその返還に係る事実についての審査

十三・十四　［略］

［29～38　略］

39　法別表第二の五の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証又は療養介護医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［五・六　略］

［40～69　略］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［略］

［2～14　略］

15　法別表第三の五の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一　略］

二　教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの免許状の取上げの対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

三　教育職員免許法第十三条第一項の公告又は通知の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

四　［略］

［16～23　略］

24　法別表第三の六の四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　調理師法第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　調理師法第三条の二第一項の調理師試験の受験願書の受理、その受験願書に係る事実についての審査又はその受験願書に対する応答

三～六　［略］

［25～29　略］

30　法別表第三の七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

四　職業訓練指導員の生存の事実の確認

五　職業能力開発促進法第四十四条第一項の技能検定の受検の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

六　職業能力開発促進法第四十九条の技能検定の合格証書の交付に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

七　職業能力開発促進法施行規則第七十条の技能検定の実技試験又は学科試験の合格の通知の対象となる者の氏名又は住所の変更の事実の確認

九　母子保健法第二十条第一項の養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給を受ける未熟児及びその保護者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［新設］

十・十一　［同上］

［29～38　同上］

39　［同上］

［一～三　同上］

四　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による受給者証、地域相談支援受給者証又は自立支援医療受給者証の交付を受けている者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［五・六　同上］

［40～69　同上］

（法別表第三の総務省令で定める事務）

第三条　［同上］

［2～14　同上］

15　［同上］

［一　同上］

［新設］

［新設］

二　［同上］

［16～23　同上］

24　［同上］

一　調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第三条の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］

二～五　［同上］

［25～29　同上］

30　［同上］

［一～三　同上］

［新設］

［新設］

四　技能検定の合格証書の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

［新設］